

令和2年度
大分県保育士修学資金貸付
制度利用の手引き

【 養成施設入学希望者事前申請 】

募集期間:令和 1 年12月20日(金)～令和 2 年 2月17日(月)

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会

令和2年度保育士修学資金等貸付の手引き

[令和2年度養成施設入学希望者事前申請(高校生用)]

保育士修学資金等貸付事業とは、大分県内で必要とされる保育士の養成・確保を目的として創設された貸付です。
そのため、養成施設卒業後に保育士の資格を取得・登録し、大分県内の保育所等の施設に就職を希望されている方が申請対象となります。

高校在学中に申請

所定の申請書等を、在学中の高等学校等を通じて(学校推薦)、
進学予定の養成校へ提出します。

※県外の養成施設へ進学希望の方は直接
大分県社会福祉協議会へ提出ください。

決定

提出された書類を審査し、貸付の
適否を決定し、通知します。

養成施設に在学中

入学準備金
20万円以内

就職準備金
20万円以内

毎年、4月に在学の確認を行ないます。
送金は、前期・後期として年2回の送金
をいたします。

授業料として
月額5万円以内

資格取得後

養成施設卒業後に1年以内に資格を取得・登録し、大分県内の
保育士の業務に就職すれば貸付金の返還義務を猶予します。

大分県内で保育士として業務に従事

大分県内の保育所等で、継続して5年以上、保育士として働き続ければ、
5年間が終了した時点で修学資金の返還義務が免除されます。
(過疎地域での勤務は3年以上です。)

* 免除を受けるためには手続きが必要です

返 還

養成施設を退学した場合や、就職後5年以内に
退職した場合等は、貸付金を返還しなければ
いけません。

届出義務

貸付に関する報告や変更等は、所定の様
式で大分県社会福祉協議会に提出しなけ
ばいけません。

[1] 募集期間

県内の養成施設への入学希望の方が申請書を作成し、在学している高等学校等を通じて(学校推薦)養成施設へ提出します。

※各養成施設にて取りまとめた申請となりますので、締切日は学校へ確認してください。

なお、県外の養成施設に入学希望の方は、直接、大分県社会福祉協議会まで提出ください。

令和1年12月20日(金)～令和2年2月17日(月)まで大分県社会福祉協議会必着

[2] 募集条件

貸付対象者 保育士の対象養成施設に進学予定の方で、以下の要件を満たす方
①大分県内の高等学校に通う大分県在住の方
②養成施設卒業後は、保育士登録を行い、大分県内の保育所等で保育業務に従事しようとする方
③学業成績優秀で心身ともに健全であり、かつ家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方

募集人数 募集人数に制限がある場合があります。

貸付内容

①修学資金	50,000円以内(月額)
②入学準備金	200,000円以内(入学年度初回貸付時)
③就職準備金	200,000円以内(卒業年度最終貸付時)

※①については、原則として養成施設に在学する2年間です。
②と③については、希望に応じて①修学資金に加算できますが、単体での貸付はできません。
申請時に同時にお申し込みください。

利 子 無利子
ただし、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、返還すべき額につき、年5.00%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

連帯保証人 申請には連帯保証人が必要です。
連帯保証人は、原則として大分県内に住所を有し保証能力の有る成年者とします。
借入申請者が未成年者の場合は法定代理人でなければなりません。

返還免除条件 次の要件を満たした場合は、返還債務の全額を免除します。
養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大分県内等において保育士として保育業務に継続して5年間（過疎地域は3年）従事したとき。
従事については、正規、非正規を問わず、週の所定労働時間が **30時間以上**を要件とする。

なお、返還免除要件を達成するまでの期間、返還猶予を受けておく必要があります。
期限までに手続きを行わず猶予を受けてない場合には、業務に従事していた場合でも返還開始となります。

※過疎地域とは、大分市(旧佐賀関町、旧野津原町を除く)、別府市、旧中津市、日出町、旧湯布院町、旧狭間町以外の地域。

[3] 申し込みについて

募集期間内に次の書類を、進学する養成施設にご提出ください。

(申請書の様式・記入例は、大分県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。)

<http://www.oitakensyakyo.jp/>

<申請書類>

- 1) 保育士修学資金貸付申請書 (第1-1号様式)
- 2) 家庭事情調書 (第1-2号様式)
- 3) 修学生推薦調書 (第2-2号様式) <在学中の高等学校等にて記入>
- 4) 修学意欲・就労意思等確認書 (第3号様式)
- 5) 貸付申請に係る同意書及び誓約書 (第4号様式)
- 6) 住民票(申請者と連帯保証人を含む世帯全員分)
- 7) 所得・課税証明書(原則父母。ただし父母のいない場合は家計を支えている方。連帯保証人)

※「所得・課税証明書」は役所等で発行される公的書類です。

※生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書の添付が必要です。

※その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めることがあります。

[4] 他の貸付制度との併用について

以下の制度との併用はできません。

- ・生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度
- ・教育訓練給付金制度(雇用保険法)を利用して養成施設等へ修学する場合

日本学生支援機構、日本政策金融公庫、奨学会等との併用は可とします。

※なお、本制度の貸付決定後に重複での借入が判明した場合は、本資金の契約を解除し、貸付金については一括で返還を求めることがあります。

[5] 資金内定・決定および資金交付について

(1) 貸付決定

貸し付けの可否を「修学資金貸付決定通知書」、または「修学資金貸付不承認通知書」により申請者および連帯保証人へ通知します。

※審査のうえ貸し付けの可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

また、不承認となった場合は、その理由は回答いたしません。

(2) 提出書類 (決定者には下記書類をお送りします。)

「貸付決定通知書」を受け取った日から**14日以内**に下記①～④の書類を提出してください。

- ① 修学資金借用証書
- ② 印鑑登録証明書(申請者と連帯保証人及び法定代理人分) 申請者が未成年の場合は不要
- ③ 振込口座申請書
- ④ 振込口座通帳のコピー(支店名、口座番号、名義が確認できるページ)

(3) 資金の交付

貸付決定し、入学が内定した方は養成施設へ入学後、在学証明書、借用書を提出し、その後に初回分(4月～9月分、および入学準備金)を交付します。以降、卒業までの2年間で前期・後期に分けて交付します。なお、就職準備金は卒業年度の最終交付時にあわせて交付します。

[6] 返還となる事項

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、当該返還理由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

(1) 返還対象

- ・貸付解約が解除されたとき。
- ・養成施設等を卒業した日から1年以内に大分県内等において、保育業務に従事しなかったとき。

- ・大分県内等において保育士として保育業務に従事する意思がなくなったとき。
- ・保育業務外の事由により死亡し、または心身の故障により保育業務に従事できなくなったとき。
(猶予の特例を除く)
- ・養成施設等を卒業した日から1年以内に、保育士登録をしなかったとき。

(2) 返還方法

資金の返還は、全額について、定める期間内に、元金均等の月賦払いの方法により返還しなければなりません。なお、繰り上げて返還することは可能です。

[7] 返還の猶予

養成施設を卒業したとき、または貸付契約が解除されたときは、その日の属する月の翌月から修学資金を返還する義務が生じます。ただし、一定の条件を満たした場合には、返還猶予を受けることが出来ます。

(1) 猶予対象

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合。

- ① 大分県内において、養成施設を卒業後、大分県内等で保育業務に従事している場合。
なお、免除要件を満たすためには5年間(過疎地域勤務者は3年間)継続しての業務従事が必要ため年度ごとに手続きが必要です。
- ② 貸付契約を解除された後、引き続き当該養成施設に在学しているとき。(猶予期間:在学期間)
または、卒業後、他の養成施設等において修学しているとき。
- ③ 当該養成施設を卒業し、保育士登録後、保育業務に就けなかったが、1年以内に大分県内等において保育業務に就く意思があるとき。
(猶予期間:1年間。ただし保育業務以外の職種に採用された者については2年間)
- ④ 産前・産後休暇や、育児休業の期間中。
(猶予期間:在籍する事業所が決めた期間内。ただし法律で定められた期間を限度とする)
- ⑤ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。
(医師の診断書など、県社協が必要と定める証明書類の添付が必要)

(2) 猶予の手続き

猶予を受けるためには、申請書および業務従事期間の証明書等の届出が必要です。
書類の提出がなく、本会が就業の事実等を確認できない場合は猶予は認められず、返還の手続きへと移行される場合があります。

[8] 届出の義務

修学中と卒業後に下記のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から**14日以内**に所定の様式に証明する書類を添えて提出してください。

(1) 修学中

- ・進級するとき(在学届)
- ・借受人の住所、氏名に変更があったとき。
- ・連帯保証人の住所、氏名、若しくは勤務先等に変更があったとき。
- ・長期欠席、停学、休学、復学、または退学するとき。
- ・修学資金の貸し付けを辞退するとき。
※貸し付けを辞退した後も引き続き養成施設に在学しているときは、返還猶予の対象となりますので期限内に返還猶予申請の手続きをします。それらの手続きを行わない場合は返還開始となります。
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したいとき。
- ・借受人が死亡したとき。

(2) 卒業後

- ・養成施設を卒業し、保育士登録を行ったとき。
- ・保育業務に従事し始めたとき。
- ・保育業務以外に従事し始めたとき。
- ・産休・育休等にて休職するとき。
- ・借受人の住所、氏名等に変更があったとき。
- ・借受人の勤務先に変更があったとき。(前勤務先の業務従事期間の証明書の提出必要)
- ・連帯保証人の住所、氏名、若しくは勤務先等に変更があったとき。
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したとき。
- ・借受人が死亡したとき。

[9] 退職したときの手続き

- (1) 退職した日の属する月の翌月末日までに、大分県内等において保育業務に再就職(内定を含む)する場合は、**返還金が生じません。**
- (2) 退職した日の属する月の翌月末日までに、大分県内等において保育業務に再就職できなかった場合は、**返還金が生じます。**

[10] 返還債務の免除に係る対象業務

業務従事区域

返還債務の免除対象となる業務は、県内の以下に掲げる下記の施設または事業所とする。

※国立児童自立支援施設等において業務する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。)

業務従事施設等

- ① 保育所・児童福祉施設等
- ② 幼稚園で教育時間の終了後預かり保育等の教育活動を常時実施している施設
- ③ 認定こども園へ移行を予定している施設
- ④ 認定こども園
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 小規模保育事業
- ⑦ 居宅訪問型保育事業
- ⑧ 事業所内保育事業
- ⑨ 企業主導型保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 一時預かり事業
- ⑫ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑬ 認可外保育施設のうち保育室・家庭的保育事業に類するもの

※⑤⑥⑦⑧は市町村実施または認可されたもの

※⑩⑪は大分県知事に開始届出を行ったもの

※認可外施設については、大分県知事による届出を行ったもの(児童福祉法第59条の2)

詳しくは、各市町村窓口までお問合せください。

[10] 提出先およびお問い合わせ先

〒870-0907

大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内

大分県社会福祉協議会 福祉資金部 貸付担当者

TEL:097-515-7771

FAX:097-515-7772

※貸付決定者には、「令和2年度 保育士修学資金貸付事業の手引き」の冊子をお送りします。

保育士修学資金貸付申請書

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

フリガナ			
氏 名	⑩		
生年月日	(西暦) 年 月 日 生 (満 歳)		
住所(現住所)	〒 ー TEL: () 携 帯 ー ー		
フリガナ		続柄	
法定代理人	⑩		
生年月日	(西暦) 年 月 日 生 (満 歳)		
住 所	〒 ー TEL: () 携 帯 ー ー		
本人の履歴	(西暦) 年 月 高等学校 卒業予定		
入学希望 養成施設	名 称		課 程 (学科・専攻)
	入学予定 年月日	(西暦) 年 月 日 (第 学年)	卒業予定年月 (西暦) 年 月

保育士修学資金の貸付を次のとおり申請します。

借入希望期間	(西暦) 年 月 から 年 月		
借入希望金額	①修学資金	円 (月額 円× カ月)	
	②入学準備金	円	
	③就職準備金	円	
	総 額 (①+②+③)	円	

他の公的給付	有 ・ 無	
	名称	日本学生支援機構 ・ 日本政策金融公庫 ・ その他()
	期間	(西暦) 年 月 から 年 月

家族状況 *申請者及び同一生計	氏 名	申請者との続柄	年齢	勤務先または学校	学校種別	通学別
	本人					
					公立 私立	自宅 自宅外
					公立 私立	自宅 自宅外
					公立 私立	自宅 自宅外
					公立 私立	自宅 自宅外

私は、当該申込みに基づき契約が締結された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連帯保証人(自署)	フリガナ		続柄	
	氏 名	®		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (満 歳)		
	住 所	〒 — TEL: () 携帯: — —		
	勤務先名			
	勤務先住所	〒 — TEL:		

申請手続き、その他手続きにおける問合せ先(常時連絡が取れる方)	
氏名	連絡先 — — (続柄)

家庭事情調書(同一生計世帯について正確にご記入ください。)

項 目	いずれかに○又は期間、金額等の状況を記入してください。
母子・父子世帯である	である ・ でない
生活保護の受給	している ・ していない
家族の中に障がい者がいる	いる ・ いない いる場合 身体障がい者手帳、障がい基礎年金、療育手帳等の交付を受けている者は、交付番号及び障がい者等級表による級別が記載された面をコピーして添付してください。
家族の中に長期療養者 (6箇月以上)がいる ※長期療養者とは 三大疾病等、 長期 にわたる治療を受け生活支援が必要な方	い る ・ い ない いる場合 療養者() 病 名() 年 月 から入院している 年 月 から通院している 入院又は通院による支出金額(健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額を除く。) 月 額 円
主たる家計支持者が別居している ※単身赴任者、海外赴任者等	いる(氏名) ・ い ない いる場合 年 月 から別に居住している 住居費及び光熱水費 月 額 円
地震、火災、風水害又は盗難等の被害を受け、そのために家計に負担がかかっている	い る ・ い ない いる場合 災害の種類() 発生年月 年 月 被害総額 円 借入をした場合 借入金額 円 借入先 () 返済期間 年 月 から 年 月 まで 返済月額 円
保護者が無職、失職の場合の生活費の出所 (退職後、雇用保険等を受けている場合又は受ける予定のある場合は、その期間と1箇月分の金額)	

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

所在地 〒

名称
学校長氏名 印
電話番号

修 学 生 推 薦 調 書

下記の者は所見のとおり、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当と認め推薦します。

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	(西暦) 年 月 日生 (満 歳)
課程・学年	() 課程 第 学年在学中
推 薦 理 由 (人物・成績等)	
	※上記の者が、東日本大震災等の被災者である場合は、右欄下の□にレ点を記入してください。
□上記の者は、東日本大震災等の被災者で、被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県)出身者である。	

※高等学校等より進学希望者を推薦することを記入してください。

修学意欲・就労意思等確認書

大分県社会福祉協議会会長 殿

申請者住所

申請者氏名

印

[illegible]

保育士修学資金貸付申請に係る同意及び誓約書

記

- 1 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 2 貸付申請後、大分県社会福祉協議会で貸付審査を行います。審査結果によってはご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
- 3 貸付審査は、原則として、提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。
- 4 貸付申請に際して、ご提出いただいた申込書等につきましては、ご返却いたしませんので予めご了承ください。ただし、貸付不承認となった場合は、申請書類一式をご返却いたします。
- 5 貸付不承認理由については、いかなる場合も開示いたしません。
また、私等は、貸付不承認理由の問合せをするなど一切の異議の申立てをいたしません。

1 貸付申請についての調査、審査のために必要があるときは、私及び私の世帯員、連帯保証人、法定代理人（以下「私等」という。）の資産、収入・負債の状況及び学校の在学状況等につき、貴社会福祉協議会が、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所、医療機関、企業等の関係機関に対し、申請書、添付書類の内容について、情報の提供を求めることに同意します。

また、官公署、他の都道府県社会福祉協議会、弁護士、司法書士、行政書士等から私等の生活福祉資金借入状況、返済状況につき情報の提供を求められた場合、貴社会福祉協議会が情報を提供することについても同意します。

- 1 養成施設卒業後、実施要綱別表に規定する児童の保護等の業務に引き続き従事すること。
- 2 貸付額に変更があるときは、その都度借用証書を提出すること。
- 3 修学資金の返還の債務が生じたときは、借入金を返還し、大分県社福祉協議会に迷惑をかけないこと。
- 4 届出義務を履行すること。

申請者 住所
氏名(自署) 印
連帯保証人 住所
氏名(自署) 印